

承第1号

市長専決処分事項の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分をしたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花 正 啓

市長専決処分について

和歌山地方裁判所平成30年（行ウ）第10号行政処分義務付等請求事件について、令和3年10月26日に言い渡された判決は一部不服であるから控訴を提起する必要があるが生じたが、民事訴訟法第285条の規定による控訴期間内（同日から同年11月9日まで）に議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。

令和3年11月8日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

控訴の提起について

次のとおり控訴を提起する。

1 当事者

控訴人（原告被告） 和歌山市

被控訴人（原審原告）

2 事件名

行政処分義務付等請求控訴事件

3 原判決の内容

- (1) 本件訴えのうち、原告が平成29年4月21日付けで処分行政庁に対してした地域生活支援給付申請に対して処分行政庁に移動支援（身体介護を伴うもの）の支給量を1か月20時間とする支給決定の義務付けを求める訴えを却下する。
- (2) 処分行政庁が原告に対して平成29年6月20日付けでした障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における居宅介護に係る介護給付費支給申請却下決定を取り消す。
- (3) 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する平成30年10月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- (6) この判決は、第3項に限り、仮に執行することができる。

4 控訴の要旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の訴えのうち、処分行政庁が被控訴人に対して平成29年6月20日付けでした障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における居宅介護に係る介護給付費支給申請却下決定の取り消しを求める訴えを却下又は棄却する。
- (3) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1、第2審とも被控訴人の負担とする。

5 裁判所

大阪高等裁判所